

# 認定こども園 なのかいちこども園 重要事項説明書

令和7年4月作成

## 1. 施設運営主体

名 称	学校法人 榎本学園
所 在 地	群馬県富岡市七日市1074-15
電 話 番 号	0274-62-4230
代表者氏名	理事長 榎本 美佳

## 2. 施設概要

施設の種 類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	なのかいちこども園
施設の所在地	群馬県富岡市七日市1074-15
連 絡 先	0274-62-4230
管 理 者	園長 榎本 美佳
開設年月日	平成28年4月1日

## 3. 施設の目的及び運営の方針

教育の基礎及び人格形成の礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに0歳児からの保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う。子どもと親と園が一体となって子どもの健やかな成長が図られるよう、その時期にふさわしい環境を整え、その心身の発達を助長することを目的とする。

### 運営の方針

- (1) 子どもたちの主体的な活動を促し、乳児期・幼児期にふさわしい生活を送れるようにする。
- (2) 豊かな遊びを通しての総合的な教育・保育を行い、心身の調和のとれた発達ができるような環境を整える。
- (3) 一人一人の特性に配慮し、発達の課題に即した指導を行う。
- (4) 富岡市の定める条例のほか、子ども・子育て支援法その他関係法令を順守し施設の運営を行うものとする。

#### 4. 施設・設備等概要

敷地	敷地全体	1 2 3 9 . 1 2 m <sup>2</sup>
	園庭	7 0 1 . 2 4 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨造2階建て 耐火構造
	延べ面積	7 5 7 . 2 8 m <sup>2</sup>
	完成年月	平成12年12月

設備	部屋数	備考（令和6年度状況）
保育室	6	ひよこ組（0歳児クラス） ことり組（1歳児クラス） りす組（2歳児クラス） うさぎ組（3歳児クラス） パンダ組（4歳児クラス） ぞう組（5歳児クラス）
遊戯室 （ホール）	1	
調理室	1	
図書室	1	
職員室	1	

#### 5. 職員配置状況

職種	員数	常勤	非常勤
園長	1	1	
教頭	1	1	
主任	1	1	
保育教諭	22	13	9
事務員	1		1
庶務	1		1
給食スタッフ（委託）	4		4

※令和7年度4月現在の員数です。

## 6. 教育・保育の提供日

1号認定児	2号認定児・3号認定児
学期 ・1学期 4月1日～ 8月31日 ・2学期 9月1日～12月31日 ・3学期 1月1日～ 3月31日	月曜日から土曜日 ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く。
休園日 ・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、県民の日 ・夏季休業日（7/21～8/31） ・冬季休業日（12/23～1/6） ・学年末休業日（3/26～3/31） ・春季休業日（4/1～4/6）	

※保育上必要があり、かつやむを得ない理由があるときには、規定する休業日のほかに休業日を設けることがあります。

## 7. 教育・保育の提供時間

### (1) 教育標準時間

【教育時間】 8時30分～15時00分

【預かり保育】 7時30分～ 8時30分

15時00分～18時30分

### (2) 保育標準時間

【保育時間】 7時30分～18時30分

### (3) 保育短時間

【保育時間】 8時30分～16時30分

【預かり保育】 7時30分～ 8時30分

16時30分～18時30分

## 8. 教育・保育の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育その他便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において教育・保育を提供します。

### (2) 子どもも保護者も職員も、成長の喜びを味わえる、子どもたち一人一人が輝ける教育・保育の実践（異年齢交流・発達や特性に合わせた指導）

(3) 食事の提供

子どもの年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	10時頃	11時30分頃	15時頃
1歳児	10時頃	11時30分頃	15時頃
2歳児	10時頃	11時30分頃	15時頃
3歳児		12時頃	15時頃
4歳児		12時頃	15時頃
5歳児		12時頃	15時頃

※全園児に提供します。遠足や園外活動の日にはお弁当を持参していただきます。毎月1回の誕生日会の日のごはんのみ持参、年数回『お弁当の日』があります。

※1号認定児については長期休業（夏季、冬季、学年末、春季）の預かり保育日はお弁当持参か給食（別途料金徴収）か選べます。

※アレルギー対応

(4) その他

預かり保育、一時預かり保育、子育て支援、学童クラブの実施。

9. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

本園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 教育・保育の提供に要するその他の利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用をお支払いいただきます。

10. 入園・退園・休園・卒園に関する事項

(1) 入園

ア 本園に利用定員を上回る利用申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定します。

① 兄弟姉妹が在園者（学童クラブ含む）は優先して入園させます。

② 卒園児の兄弟は前号の次に優先して入園させます。

③ その他の子どもの入園選考はこども園の理念に基づく選考を行います。

(2) 退園

ア 利用期間の途中で退園を希望する場合は、退園希望日の20日前までに退園届を提出してください。

イ 園長は、次のいずれかに該当するときは教育・保育の提供を終了するものとする。

①2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

②その他、利用継続において重大な支障及び困難が生じた時。

### (3) 休園

ア 病気、その他の理由により休園を希望するときは、速やかに園長に申し出てください。

イ 園児が多数伝染病に罹患する等、教育・保育上重大な影響があるときには、休園となる場合があります。

### (4) 卒園

本園は園児が小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了します。

## 1 1. 嘱託医

本園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 園 医 榎本整形外科 榎本清文  
園歯科医 新井歯科医院 新井則子  
園薬剤師 小出薬局 小出雷太

## 1 2. 要望、苦情に関する対応

要望・苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申し出者との話し合いによる解決に努めます。その結果、必要な改善を行います。

また、苦情内容及び苦情に対する対応、改善策については記録を行います。

園内苦情解決責任者・・・園長

園内苦情受付対応者・・・教頭

第三者委員・・・監事（武藤政尚・石井 潤）

## 1 3. 非常災害対策

本園は、非常災害時には別途定める消防計画書により対応します。

防災設備	・自動火災報知機 ・ガス漏れ報知器 ・非常警報装置 ・誘導灯 ・AED
避難・消火訓練	避難訓練は毎月1回実施します。他消火訓練、防犯指導
避難場所	第1次：金剛院駐車場（第2園庭） 第2次：西小学校

#### 14. 虐待の防止

園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、教職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。また、本園の教育・保育提供中に、職員または養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律に従い、児童相談所等適切な機関に通告いたします。

#### 15. 緊急時の対応

本園は、教育・保育中に園児の健康状態の急変、その他の緊急事態が生じた時には、速やかに保護者に連絡をするとともに、園医または園児の主治医に相談する等、必要な措置を講じます。また、園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(別表)

## ★利用料と利用料以外の保護者負担金について

### ① 利用料

【 1号認定 】 保護者の所得に応じて変わります。

利用料は富岡市が基準を設け決定します。

【2・3号認定】 利用料は従来の通り保護者の所得に応じて変わります。

保育の必要量によって「標準時間認定」「短時間認定」に区分され、利用料が算定されます。

利用料はお住まいの市町村が基準を設けて決定します。

### ②利用料以外の保護者負担金について(園独自のもの)

【特定負担金】 教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる経費です。

国の基準を超えた教員の配置や、平均的な水準を超えた施設設備にかかわる経費です。

【実費徴収金】 教育・保育施設の利用において、実費として必要とされる経費です。

給食費・遠足代・通園バス代・制服保育用品代・預かり保育代・絵本代・写真代などです。

【その他費用】 一時的に集めたり、行事によって集める場合がある費用です。

## ★なのかいちこども園の保護者負担金

### 特定負担金

項目	金額	内容
職員配置充実費	月額 400円	職員配置による教育の充実を図る為

### 実費にかかわる利用者負担金とその他の費用

項目	金額	項目	金額
給食費(1号認定)	月額 4,080円	給食費(2号認定)(月～金)	月額 6,350円
月刊絵本・教材代	月額 500円	給食費(2号認定)(土曜日)	1食 345円 副食費免除者 50円
おゆうぎ会費	年額 1,000円	保護者会費	月額 400円
預かり保育料	1時間 100円	体操着・保育用品代	各自購入額

※3号認定の給食費は保育料に含まれていますので、給食費としての徴収はありません。

※2号認定の土曜日給食費は利用分の徴収となります。

※その他、写真代・メロディオン代など各自購入品も実費徴収となります。

※実費徴収については年度により金額の変更があることもご了承ください。

★毎月の口座振替金額は、利用料・職員配置充実費・給食費・保護者会費の合計です。

記帳をもって領収となりますので、領収書は発行いたしません。